

平成 2 7 年度

公の施設の指定管理者監査
結果報告書

平成 2 7 年 1 2 月

玉野市監査委員

玉 監 第 1 6 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日

玉 野 市 長 黒 田 晋 様

玉 野 市 議 会 議 長 廣 畑 耕 一 様

玉 野 市 監 査 委 員 山 辺 貴 久 男

玉 野 市 監 査 委 員 小 泉 馨

平成 2 7 年 度 公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 監 査 の 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

公の施設の指定管理者監査結果

第1 監査の概要

1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

2 監査対象

平成 26 年度において、玉野市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている団体の監査を行った。

(1) 対象施設 玉野市障害者地域活動支援センターしらさ工房

(2) 指定管理者 社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会
会 長 池 田 美知子

(3) 所管部署 福祉政策課

3 監査の期間

平成 27 年 10 月 16 日から平成 27 年 12 月 27 日まで

4 現地調査日

平成 27 年 11 月 13 日 9:30～11:00

5 監査の範囲

平成 26 年度中において上記、公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行った当該施設の管理運営，出納その他の事務の執行に関する事項及び所管部署の指定管理に係る事務の執行状況を主に監査した。

6 監査の着眼点

次により監査を実施した。

(1) 指定管理者

ア 法令・条例・基本協定等に基づき施設を管理運営しているか。

イ 利用者の意見を聞きながら，利便性の向上及び効率的運営がなされているか。

ウ 会計事務等が，適用すべき会計基準等に沿い，かつ他の事業との会計区分が明確に整理された上で，収支会計経理，出納関係帳簿，記帳などが適切に処理されているか。

(2) 所管部署

ア 法令・条例・基本協定等に基づき指定管理業務が公正かつ適正に行われているか。

イ 指定管理者に対する適切な指導・監督・評価が行われているか。

7 監査の方法

監査の実施にあたっては、事前調査（監査事務局職員による関係書類等の監査）及び本監査（監査委員による現地調査等）を行うことにより、指定管理者及び当該施設の所管部署から提出された監査資料等を調査確認したほか、必要に応じ所管部署職員及び関係者から説明を聴取した。

第2 施設の概要

1 施設の設置目的

在宅知的障害者の自立支援のため、通所による生産活動の機会の提供や生活訓練の実施等により、障害者の社会参加の促進を図る。

2 施設の内容

- (1) 名 称 玉野市障害者地域活動支援センターしらさ工房
- (2) 所 在 地 玉野市奥玉1-18-5
- (3) 建物面積 99.3㎡（すこやかセンター内）

3 施設の沿革と運営形態の変遷

昭和58年4月に心身障害者地域福祉作業所「玉授産所」として設立される。平成13年度「すこやかセンター」設置時に現在の場所に移転した。平成18年度から指定管理者制度を導入し、それまでの受託者である社会福祉法人玉野市社会福祉協議会が指定管理者に指定され、現在に至っている。

第3 指定管理者の概要

- 1 名 称 社会福祉法人 社会福祉協議会
会 長 池 田 美 知 子

- 2 所 在 地 玉野市田井5丁目22番1号

- 3 目的・役割 玉野市における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域の社会福祉の増進を図ることを目的として設置されており、社会福祉法第109条に規定する「調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施など」を地域住民、関係諸団体・諸機関等の協力を得ながら推進している。

第4 平成26年度の収支状況

(収 入)

(単位：円)

科 目	平成26年度	備 考
寄 付 金 収 入	30,000	
受 託 金 収 入	5,558,500	
事 業 収 入	961,615	
共 同 募 金 配 分 金 収 入	30,000	
雑 収 入	23,226	
経理区分間繰入金収入	600,000	
前期繰越活動収支差額	▲1,031,849	
合 計	6,171,492	

(支 出)

(単位：円)

科 目	平成26年度	備 考
人 件 費	5,357,958	
事 務 費	150,543	
事 業 費	1,662,881	
減 価 償 却 費	98,311	
経理区分間繰入金支出	0	
合 計	7,269,693	

(収 入 － 支 出)

$$6,171,492 - 7,269,693 = \text{▲}1,098,201$$

収支の不足分は他事業分より補填

第5 監査結果

1 指定管理者

(1) 基本協定の履行

- ・概ね良好であった。

(2) 施設運営

- ・概ね良好であった。

(3) 会計事務

- ・概ね良好に処理されていた。

2 所管部署（福祉政策課）

(1) 基本協定の履行

- ・概ね良好に処理されていた。

3 総 評

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図るものである。

しらす工房の運営状況については、指定管理者制度の目的及び施設の設置目的に沿った事務事業が行われており、概ね良好に運営されていた。しかしながら、委託料の年度間の違いについてただしたところ、双方の確認漏れにより、選定時に申し合わせた金額と異なる金額で手続きを進めたことが原因であったとのこと。今後は、事務引き継ぎ等で漏れの無いよう注意されたい。